

令和7年1月24日

第19回村上市農業委員会会議録

第19回村上市農業委員会総会を令和7年1月24日午後1時30分村上農村環境改善センター大集会室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
5 番	遠	山	和 孝	6 番	遠	藤	俊 樹
7 番	斎	藤	博	8 番	稲	葉	浩 之
9 番	阿	部	正 一	13 番	島	田	幸 男
14 番	田	村	昭 一	15 番	佐	藤	裕 介
16 番	加	藤	孝 平	17 番	佐	藤	健 吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与 志 栄
20 番	富	樫	あ ゆ み				

2. 欠席委員は次のとおりである。

3 番	菅	原	隆 雄	4 番	高	橋	大 亮
10 番	佐	藤	昌 夫	11 番	板	垣	栄 一
12 番	船	山	寛				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第5号 令和6年度地域計画（案）に関する意見書の交付について

そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 高 橋

事 務 局 次 長 中 村

事 務 局 副 参 事 園 部

事 務 局 副 参 事 近 藤

高橋局長

それでは、ただいまから第19回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は5名です。議席番号3番、菅原隆雄委員、議席番号4番、高橋大亮委員、議席番号10番、佐藤昌夫委員、議席番号11番、板垣栄一委員、議席番号12番、船山寛委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席者は15名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長より一言ご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第19回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号18番、大倉委員、議席番号19番、富樫委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、564平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、1703は現在資材置場として利用しており、宅地化しております。また、1934は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、243平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

番号3、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては3筆、905平米。地目のところに原野が2筆入

っておりますが、こちら農地台帳にもそのように載っておりますし、また登記簿の原因欄に農地法により譲渡し所有権の登記をするためと記載されているため、農地法の手続が必要だということで、今回このような形で申請されております。3筆、905平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、〇〇〇〇、〇〇〇〇は雑種地化しております。また、〇〇〇〇は宅地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置説明（省略）

報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

石山会長

特にないようでありますので、報告は以上といたします。

次に、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、5ページを御覧ください。今月は、売買が3件でございます。

それでは、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積260平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積1,601平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計3,854平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で場所の説明を終わります。

説明した3件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、今ほど説明をいただいた議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は7件ありますが、全て同一箇所であり、砂利採取に伴う一時転用となっております。

番号1、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、991平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価が〇〇〇〇円となっております。農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は令和7年3月1日から令和8年5月15日、全体計画としましては12,405平米、うち農地が12,393平米となっております。関係者は8名でございます。

続きまして、番号2、貸人、〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては2筆、2,823平米、転用目的以降は1と同じなので、省略させていただきます。

続きまして、番号3、貸人、〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては2筆、2,905平米、転用目的以降は1と同じなので、省略させていただきます。

続きまして、番号4、貸人、〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては1筆、1,015平米、転用目的以降は省略させていただきます。

番号5、貸人、〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては3筆、1,711平米となっております。

続きまして、番号6、貸人、〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては1筆、1,031平米となっております。

次のページへお進みください。番号7、貸人が中新保、高橋甚四郎、借人は同じでございます。土地につきましては1筆、1,917平米となっております。

位置説明(省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、現地調査をお願いしておりましたので、調査報告をお願いいたします。

14番、田村委員。

田村昭一委員

議案第2号、農地法第5条許可申請について、朝日地域農地転用現地調査の報告をいたします。

朝日地域では、1月9日に農業委員4名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長さんが出席し、朝日支所2階において農地法第5条許可申請について協議を行いました。申請場所は、令和6年1月の総会で承認された申請箇所に隣接した場所で、〇〇地内に位置する箇所です。工事が終了している前申請箇所の一部を乗り入れ箇所として使用します。申請は一時転用で、工期は令和7年3月1日から令和8年5月15日となっており、基準期間の1年6か月以内であります。また、掘削深度も最大6.4メートルとなっており、基準値の10メートル以下になっております。水路は、H形鋼を用いて橋を架けて通行します。安全対策に関しては、申請区域との境に立入禁止柵や危険標識を設けることで第三者に対して注意を喚起しております。また、道路汚れ防止の対策として洗車場を設ける計画になっておりました。運搬路は、交通事故及び安全を考慮し、最大限一方通行になるように計画されています。運搬路の一部は、県道拡幅工事により車道及び歩道が約400メートル間で拡幅され、前回の申請より、より安全性が増しています。

以上を踏まえて協議した結果、当日は大雪で現地に積雪20センチくらいあり、直接目視できないことから、中村次長さんの準備していただいた写真を基に判定をしました。前回確認しているすぐ隣の道路の脇です。前回の申請に対して農家及び隣接集落から苦情もなく施工されていることから、今回の場所においても適正に進められるものと判断いたしました。

以上のことから、朝日地域としては参加委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議をよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、ただいまの説明、報告について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局より説明願います。

園部副参事

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定につきましてご説明をいたします。

今月は、使用貸借の設定が1件、賃貸借の設定が140件、売買案件が4件、合わせて145件でご

ざいます。その後、機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定につきましてご説明をいたします。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積850平米、期間は9年間、新規でございます。ほかの貸し借りの終了に合わせるための年数でございます。

それでは、番号2番から賃借権の設定でございます。番号2番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計7,939平米、期間は5年間、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担、新規でございます。

以降、48ページの番号141番までの賃借権の設定でございます。

それでは、48ページ、番号142番、売買案件につきましてご説明をいたします。番号142番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計6,771平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。対価につきましては〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号143番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積3,004平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号144番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積131平米、契約の種別、所有権の移転、売買でございます。対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号145番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,254平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で図面の説明を終わります。

近藤副参事

続きまして、54ページ御覧ください。ここから農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いします。

今回は、使用貸借4件でございます。千縄地区、舘腰地区のは場整備の追加案件となります。

それでは、番号146番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、布部字木の平340、地目、畑、地積216平米、計216平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が20年間。

続いて、番号147番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、田村博幸、内容については番号146番と同様でございます。貸人、借人が同じ方ですが、は場整備の要件によるものとなります。

ここから同ページ、番号149番までが使用貸借の案件となっております。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、番号23番から25番につき審議いたします。

議席番号15番、佐藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(15番 佐藤裕介君退席)

石山会長

それでは、番号23番から25番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号23番から25番、承認することに決定いたしました。

(15番 佐藤裕介君着席)

石山会長

佐藤委員、番号23番から25番まで、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号59番につき審議をいたします。

議席番号5番、遠山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(5番 遠山和孝君退席)

石山会長

それでは、議案番号59番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号59番、承認することに決定いたしました。

(5番 遠山和孝君着席)

石山会長

遠山委員、番号59番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号126番につき審議をいたします。

議席番号7番、斎藤委員、16番、加藤委員、19番、富樫委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君退席)

石山会長

議案番号126番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号126番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君着席)

石山会長

次に、議案番号146番から149番までは、議長である私が議事に参与できませんので、退席させていただきます、佐藤委員に議長をお願いします。

(1番 石山 章君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、54ページをお願いします。番号146番から149番までについて審議をいたします。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、しばらくしてないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

異議なしと認め、番号146番から149番までにつきまして承認することに決定いたします。

(1番 石山 章君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

石山会長、146番から149番まで、承認することに決定いたしました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、今ほど承認をいただいた案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第3号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

今月は9件ございますが、番号1から8までは館腰地区のほ場整備事業に伴う農用地区域への編入に関する案件でございまして、番号9につきましては下新保集落の公民館の避難場所及び駐車場確保に伴う案件となっております。

それでは、55ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては田37筆、40,074平米、畑が8筆、2,483平米、その他といたしまして、原野でございまして6筆、1,595平米、変更区分は農用地区域への編入、変更目的は編入。変更内容としましては、申請地はこのたび農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組むため編入するものでございます。変更区分以降は番号8まで同一となっておりますので、そちらのほうは省略させていただきます。

番号2、〇〇〇〇、土地につきましては田1筆、132平米、畑6筆、2,788平米、その他10筆、2,123平米、その他の中には原野、用悪水路、公衆用道路となっております。

番号3、〇〇〇〇、田3筆、3,573平米。

番号4、〇〇〇〇、田46筆、26,388平米、畑7筆、1,076平米、その他17筆、4,451平米、その他の地目といたしましては原野、雑種地、用悪水路となっております。

番号5、〇〇〇〇、田42筆、17,712平米、畑15筆、3,131平米、その他7筆、1,281平米、その他は全て原野でございます。

番号6、〇〇〇〇、田18筆、10,804平米、畑が12筆、3,275平米、その他12筆、1,218平米、その他の地目としましては原野、墓地、山林、用悪水路となっております。

番号7、〇〇〇〇、田176筆、143,137平米、畑23筆、4,224平米、その他20筆、1,024平米、そ

の他の地目といたしましては原野、墓地、雑種地、用悪水路、宅地となっております。

番号 8、〇〇〇〇、田104筆、80,132平米、畑 5 筆、1,642平米、その他12筆、1,640平米としまして原野、墓地、雑種地となっております。

合計で田427筆、321,952平米、畑76筆、18,619平米、その他としまして84筆、13,332平米、全合計で587筆、353,903平米となっております。

続きまして、番号 9 の案件でございます。申請人、〇〇〇〇でございます。住所のほうを見ていただくと、ほ場整備のときの住所は〇〇〇〇さんの住所、ご自身の住所でございます、こちらのほうにつきましては地縁団体の認可を受けた事務所の所在地ということで、同じ名前なんですけど、住所が違っております。ご了承いただきたいと思います。土地につきましては〇〇〇〇、地目、田、地積といたしましては1,020平米、変更区分は農用地区域からの除外、変更目的は避難場所及び駐車場。変更内容としましては、〇〇集落の公民館は災害時の第 1 次避難場所として指定されているが、敷地が狭いため、全員収容することができない状況にある。そこで、公民館の周辺において土地を探していたが、条件に合致した非農地が見つからなかったことから、当該地を避難場所及び駐車場として使用するため計画を変更するものです。駐車場28台分となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、現地調査をしていただいておりますので、議案番号 1 番から 8 番までと 9 番につき調査報告をお願いいたします。

13番、島田委員。

島田幸男委員

朝日地域農地転用等現地調査の報告をします。朝日地域では、議案第 5 号、村上農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付申請に伴い、1 月 9 日に現地調査を実施しました。

当日は、午前 9 時に朝日支所第 1 会議室において、農業委員 4 名、推進委員 2 名、事務局より中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。番号 1 から 8 までは、農用地区域への編入の申請であります。これは、〇〇地区において農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組むため、関係する 8 集落の区長が代表となり、田畑など農地503筆、340,571平米と非農地の84筆、13,332平米を合わせて587筆、353,903平米を農用地区域へ編入するものであります。現在計画しております〇〇地区 4 地区全体を対象とした申請であることから、筆数、面積が非常に多くなっております。申請の場所は、計画の段階から担当地区の委員が参加しており、また航空写真などでも確認しております。ほ場整備を実施する上で農地の形状をよくするために編入するものであることから、朝日地域としましても今後の農業振興を図るためにも積極的に推進する

ものであるとの意見になりました。

続きまして、番号9の案件は、農用地区域から除外の申請であります。この申請は、災害時の避難場所として指定を受けている公民館であります。十分な広さがないため、隣接する農地を避難場所として使用するために農振除外をするものであります。今までに公民館裏の土地を借りて訓練等を実施してまいりましたが、このほど借りていた土地に住宅が建つことになったため、早急に避難場所の確保が必要になったとのこと。整備計画としましては、盛土はせずに道路からスロープで進入する計画で、砂利敷きにするとのことでした。また、隣接する農地の所有者や耕作者、改良区、農協からも問題ないとの回答をいただいております。

以上から、災害時の避難場所でもあり、急を要することでもあることから、委員全員やむを得ないとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

特にご意見ないようでありますので、議案番号1番から8番については、編入については適当である、また9番については、許可できる見込みであることから、やむを得ない旨通知をするということでご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号、村上農業振興地域整備計画の変更に係る村上市農業委員会の意見は、番号1番から8番までについては、編入については適当である、また議案番号9番については、許可できる見込みであることから、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

それでは次に、令和6年度地域計画(案)に関する意見書の交付について提案いたします。

事務局、説明願います。

近藤副参事

議案第5号 令和6年度地域計画(案)に関する意見書の交付について、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画について、同法第19条第6項に基づき村上市が作成した別添11プランの地域計画(案)について意見を求める。第19条第6項は、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良から農林水産課が意見聴取するものになります。既に皆さんのほうには送信しております別添の内容につきまして、参考様式第5—2号と、それから担う者の一覧が11プラン届いているかと思えます。昨年集落説明会で依頼しました内容につきましては、回答を既に集落からいただきまして、修正を行った最終案になります。

補足ですが、地域計画(案)の別紙扱いになります4の地域内の農業を担う者一覧において、10年

後の経営面積が1ヘクタール未満の農業者は0ヘクタールと記載されています。また、1、地域における農業の将来の在り方、(1)、地域計画の区域の状況のすぐ下にあります区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)と別紙、4、地域内の農業を担う者一覧における経営面積の合計の面積と異なっております。これについては、集計方法の違いによりまして誤差が生じるものになります。11プラン全て同様の集計方法となりますので、それぞれ異なっている形になります。

今後の手続としましては、この意見聴取後、2月14日に人・農地プランの検討会を経まして、2月20日頃から2週間の地域計画(案)の公告、縦覧を行いまして、3月末に策定、公告となります。地域計画は、今後も更新作業等続きますので、公告後に地域計画、目標地図を各集落に配布して、話し合いを継続して行っていただくことになります。詳細な審議につきましては、農林水産課より各集落に依頼があるかと思しますので、ご協力をお願いします。11プランあります地域計画について、意見等ありましたらお願いいたします。

以上であります。

石山会長

それでは、地域計画に関する意見について、皆様方から意見ありましたらお願いいたします。
質問でも結構であります。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、村上市の農業委員会の意見としては、特に意見なしという旨回答したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議がないようでありますので、村上市農業委員会の意見は、特に意見なしと回答いたします。
それでは、準備した議案は以上であります。議案として皆様方から何かあれば伺いますが。

(発言する者なし)

石山会長

事務局、何かありますか。いいですか。

ないようでありますので、引き続いて協議、連絡事項に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時40分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 7 年 1 月 24 日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員
委 員